

取扱注意
記事解禁日指定

新聞 }
ラジオ } 3月4日(金)開催
テレビ } 第64回危機対策本部会議
ネット } 終了後解禁

事務連絡
令和4年3月4日

報道機関各位
(青森県)

青森県観光国際戦略局誘客交流課長

「青森県おでかけキャンペーン」における一時停止期間の延長等について

本キャンペーンについては、既に一時停止の措置を取っているところですが、まん延防止等重点措置の期間延長を国に要請したほか、3月6日(日)までの実施を予定していた本県独自の対策について、3月21日(月)まで延長することを踏まえ、総合的に判断した結果、一時停止期間の延長等を以下のとおり実施することにしましたのでお知らせします。

報道機関各位におかれましては、本取り扱いの趣旨を御理解いただいた上で、周知方について御配慮いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 今回の措置内容

(1) 停止対象

青森県、北海道、岩手県及び秋田県居住者

(2) 期間

項目	措置内容
これまで	既存予約の停止：対象期間を3月6日(日)まで延長 おでかけクーポンの利用：利用停止期間を3月6日(日)まで延長
今回公表	既存予約の停止 } 本県独自の対策期間中は停止を継続します。なお、本キャンペーンの実施期間、並びに、クーポン利用期間は延長することが決定いたしました。 おでかけクーポンの利用 } ※詳細につきましては、【2. 今後の取り扱いについて】にてご確認ください。

※新規予約につきましては1月15日(土)から停止中です。

(3) キャンセル等の取り扱いについて

- 予約済みである3月7日(月)から3月10日(木)までの宿泊又は旅行につきましては、利用を停止することとし、キャンセル料は無料とします。ただし、停止適用までの期間が短く、ご利用を予定されていた利用者の方々や関連事業者の方々の混乱を避ける観点から、この間に行われるやむを得ない宿泊分につきましては、本キャンペーンの適用を可能とします。
- 事業者には、約款等に基づきお客様に本来請求するキャンセル料分(上限5,000円)を青森県が負担します。

2. 今後の取り扱いについて

本キャンペーンは、国が実施する「地域観光事業支援」を活用して実施するキャンペーンですが、「地域観光事業支援」の要綱改正に伴い、今後は下記のとおり取り扱いといたします。

(1) 本キャンペーンの実施期間の延長

これまで3月10日(木)までとしていた本キャンペーンの実施期間を延長することといたしますが、再開日および実施期間につきましては、本県独自の対策期間終了次第、専門家の意見等も踏まえ、総合的に判断し決定します(詳細は決まり次第、改めてお知らせします)。

(2) おでかけクーポンの取り扱い

本キャンペーンの実施期間延長に伴い、おでかけクーポンの利用期間も延長することといたします。既にお持ちのクーポン券は、利用再開日(本キャンペーンの再開日)まで廃棄せずに保管してくださるようお願いいたします。

(3) おでかけキャンペーンスタンプラリーの取り扱い

本キャンペーンの実施期間延長に伴い、おでかけキャンペーンスタンプラリーの実施時間も延長することといたしますので、既にお持ちの応募用紙は、廃棄せず保管くださいますようお願い申し上げます。

報道機関用提供資料(連絡先)
青森県観光国際戦略局報道監 沖沢次長
担当課: 誘客交流課 国内誘客グループ 担当: 松尾総括主幹、高村主事、大川主事 電話番号: 内線 4777、直通 017-734-9384